令和6年度　主な留意事項について

※以下、独立行政法人日本スポーツ振興センターを「センター」といいます。

○共済契約締結について

※加入について・・・手引書P.36,37参照

加入契約申込や、会費納入等が遅延した場合、4月1日始期の補償が出来なくなります。
ご注意ください。

会費納入等　　期限　令和6年5月20日（月）

※令和6年4月1日付けにて本会より各書類を発送しております。

○請求書提出について

※請求について・・・手引書P.38,39参照

◆提出の様式は本会作成のものに限ります。

ホームページからダウンロードしていただくか、手引書のコピー、CD-Rのデータを利用したものに限ります。 法律上、複製（模倣）した様式は受理できません。
なお、ご提出の際は白色の用紙およびモノクロ印刷で構いません。

《提出時の注意点　》

・災害発生年月日で、共済金額が異なります。
　令和2年4月1日以降　「センター給付額の18%」
　令和2年3月31日以前　「センター給付額の20%」
・「初回」請求は、センター給付額　累計50,000円以上で、
「継続」請求は、センター給付額　累計　3,000円以上ごとに可能です。
・右下に　**2024. 04** と記載されている様式をご利用ください。

◆全ての請求は、**本会加入後（入学後）の災害**（負傷・疾病等）が対象です。

本会未加入であった小・中学校時のの災害は対象になりません。（高校全日制の場合）

◆共済金請求には時効があります。（請求権発生後3年間）

詳しくは、本会共済約款第24条（規程集P.19）をご参照ください。該当する生徒がいないか、今一度ご確認ください。ご不明点ございましたら、お問い合わせください。

◆センターの給付対象となっても、本会の支給対象にならない場合があります。

詳しくは、本会共済約款第4条（規程集P.14）をご覧ください。

○異動届について

◆令和6年度より中途脱退・退学者等の異動届提出が不要となりました。

中途加入者・後期入学者については生徒等異動届（様式9）の提出および会費の納入をお願いします。

◆加入校（団体）間の異動は、転入校は異動届の提出をお願いします。

加入校（団体）間の異動に伴う確認が必要となります。転入校は生徒等異動届（様式9-3/手引書P.50）の　　提出をお願いします。（まずは、事務局にご連絡ください。）

本会の事業内容や手続き等に関しては、
「令和6年度版　福岡県学校安全振興会規程集・手引書」をご覧ください。ご不明点がございましたら、事務局TEL092－641－8748までお問い合わせください。